

FoE Japan

ブラジル・ベレン COP30報告会

政府間交渉結果のオーバービュー

2025/12/09

FoE Japan
小野寺ゆうり

国連気候枠組みとCOP30を取り巻く悪化する国際状況例

1. 強圧的権威政権・極右の世界的な台頭、ウクライナ侵攻、ガザ戦争・虐殺等による冷戦後世界の平和維持体制の後退
2. 戦後一貫して欧米主導で構築された自由貿易金融の国際体制や世界貿易機関(WTO)の合意ルール
 - a. 現米政権は無視、各国に一方的な関税と二国間貿易交渉を強いる
 - b. 欧州は一方的貿易措置の発動で保護貿易主義へ
3. 米国始め欧米先進国のODA他、国連機関への拠出や南への開発支援の大幅な予算カット
4. 途上国の債務状況はコロナ流行以降、悪化を続けている。61途上国が国家予算の1割以上を債務利子の返済へ宛てており、途上国全体で年9千億ドルの利子。国際的な対応を求めるが、先進国側は実効ある国際改革に消極的
5. 南の途上国が求める国際金融体制や開発のガバナンス改革、先進国の強い抵抗
6. 先進国不在・反対の中での国連多国籍企業規制条約制定の国際交渉
7. 国連租税条約制定の交渉は先進国の不支持で進んでいない
8. 国連生物多様性条約(CBD)のCOP16は当初資金動員含め合意ができず、今年2月に再開して積み残しの合意を採択
9. 10月の国連プラスチック条約交渉は交渉継続のみの合意で終わる
10. 10月の国際海事機関(IMO)の気候対策枠組み実施は米国の干渉で延期

国際協力・多国間主義の危機



グローバル・ムチラオ - “ *Uniting humanity in a global mobilization against climate change* ”

1. 各国の主権と多様性を尊重し、意見の相違を武力によらず政治交渉で解決する**多国間協調主義(multilateralism)** と**国際協力**の重要性、国際合意の尊重が再確認された
2. COP30議長国の主導の下で、**国連気候変動枠組み(UNFCCC)**と**パリ協定**への各国の強いコミットメントを表明
3. パリ協定の運用ルール交渉は昨年までで終了、協定の最初の**5年サイクル** (国別行動計画(NDC)提出-中間年で全体進捗評価(GST)-次のNDC提出へ) を完了し、COP30は次の5年サイクル開始の年。議長国ブラジルはベレムCOP30を「**実施のCOP**」と位置付け
 - a. 締約国数の6割相当、122ヶ国がCOP30期間中までにNDCを提出した
補足：6月ボン会合に続き米国政府代表団は不在、懸念された米国からのCOP30への干渉は公には報道されていない

ベレン政治パッケージ

- ムチラオ決定
- グローバルストックテイク(GST)関連の決定
- 緩和作業計画 ([MWP](#))
- 公正な移行作業計画 ([JTWp](#))
- 適応世界目標 ([GGA](#))
- ベレン技術実施プログラム(TIP)
- パリ協定2条1項(c) の [対話](#)
- 途上国向け資金関連の一連の常設議題: 地球環境ファシリティ(GEF)、緑気候基金(GCF)、損失損害基金(FrLD)、資金常設委員会(SCF)、適応基金、資金事前通報(9条5項)
- 対応措置(各国内政策が他国に与える悪影響)

以下注:

- パリ協定6条炭素市場は昨年技術的交渉を終え実施段階なので上記パッケージには含まれず、その他議題の扱い
- [COP決定](#)で来年COP31議長はトルコ(オーストラリア 準議長の扱いで合意)、COP32議長国エチオピア、COP33はアジア太平洋地域でインドが立候補検討中の噂がある

ムチラオ決定の始まり

- COP30迄に提案された全ての追加議題提案は採択された議題に含まれず、開会日に各議題を採択しほぼ遅れなく交渉を始めることができたのは、議長国ブラジルの采配による所が大きい。
- 最も対立の厳しい4つの追加議題提案は議長国の中でプロセスが設けられ、ムチラオ決定文書として合意された。
当初の4つの議題提案は：
 - 公的資金・政府間供与の気候資金作業計画 (協定9条1項)
 - (先進国) 気候変動関連一方的貿易措置(UTM)作業計画
 - 新2035年NDC目標と1.5 °C目標経路との排出ギャップ
 - 現行2030年NDCの実施状況報告・実施のギャップ
- 前者2提案を途上国全体G77が支持し、先進国は拒否。後者2提案は先進国グループ、小島嶼国、後発開発途上国等が支持し、その他の途上国グループは反対した

ムチラオ決定文書

- 多国間協調主義・国際協力 の重要性
- パリ協定1.5°C気温目標の堅持 と目標気温のオーバーシュート(超過)の抑制へのシフト
- **グローバル実施加速化イニシアチブ、ベレン・ミッショーン**
1.5°Cによる排出ギャップを縮めるための議長国イニシアチブ
ブラジル・ルラ大統領による気候サミット声明([h. p.4](#))で提起された3つのロードマップは強固な賛成と反対で合意なく、3つとも交渉文書から削除され（化石燃料からの移行、2030年森林減少・劣化抑止ゴール、実施のための資金動員）議長国主導の上記イニシアチブで閉会式で議長国の自主取り組みで前述2つのロードマップ作成を行う旨宣言、後述のアクションアジェンダと併せ、来年COP31での加速化イニシアチブ、ミッション1.5 の報告書に含まれる可能性がある
- **現状から2035年までに適応資金を3倍**
当初の途上国提案は公的資金供与の文脈で額を含むものだったが、先進国が民間資金・多国間開発銀行(MDBs)や南南協力を含む昨年の気候資金決定(NCOG)の一部に組み込み、基準年や額を省き目標年を遅らせた自主的目標に変えて合意された
- 2年間の**気候資金作業計画** (公的資金9条1項だけでなく民間資金動員を含む9条全体を対象)
- EUの炭素国境調整措置(CBAM)など**一方的貿易措置**
世界貿易機関(WTO)等を3回の対話と報告書(2028)で結論は先送り

狭義のGHG排出削減・エネルギー移行 と公正な移行・開発の権利

- 2年前、COP28でのグローバルストックテイクGSTの後、小島嶼国や後発開発途上国グループはGST決定に含まれた再エネ世界目標や化石燃料からの移行を実施に移すよう求める。EU、スイス等先進国は、それらを含めた緩和部門の**パラ28エネルギー移行のGST決定**を緩和作業計画MWPで実施するよう主張、またGST結果全体と各国のNDC実施状況を毎年報告・精査する仕組み(**UAE対話**)を提案し、昨年は合意なく終わった。ヨーロッパ先進国は2030年までの脱炭素化・エネルギー移行を経済戦略の要に据えており、途上国での脱炭素化技術とサプライチェーン再編を通じて南の市場・資源への将来に渡るアクセス確保を図る。昨年の民間投資・資金動員・多国間開発銀行主体にの資金交渉(NCQG)や、適応資金3倍目標のNCQG決定への編入など。既存の国際経済金融体制の優位を維持し、**COP交渉ではGHG排出削減に絞った狭義の脱炭素化・エネルギー移行**を追求している
- 南の途上国では、産油国のみならずエネルギー輸入に依存する消費国でも、脱化石燃料が経済・社会全般に深い影響をもたらすことが近年認識されている。適応や気候災害に限られた政府予算を充てる中で、先進国が公的支援を控え、民間投資受け入れを迫られ、脱炭素の為に開発(の権利)を犠牲にするよう求められる。**全社会的、影響を受ける全ての経済活動やアクターを含める中長期の公正な移行**が必要であるとの認識で、市民提案を基に途上国全体で求めた**ベレン公正な移行メカニズム設立**の合意となった。化石燃料に特化したロードマップなど狭義の移行に強い躊躇がある。一方、ベレンでは今後2年間GSTエネルギー移行の実施状況について対話が持たれることも決定されてた(**UAE対話**)

COP30での交渉と関連する過去5年間の先進国主導の主なCOP決定

COP26グラスゴー気候合意([GCP](#), 2021)

- 石炭火力のフェーズダウンでCOP決定で化石燃料が初めて言及同合意
- 緩和作業計画(MWP)を設立
西側諸国は、自身の2030年目標は1.5°C経路で必要なグローバルなGHG削減に沿っていると主張、公平性・途上国支援を省みず途上国に追加コミットメントを求めたため、途上国の反発で作業計画の昨日は大幅に弱められた

COP28 全体進捗評価(グローバルストックテイク GST, 2023)

- エネルギー移行パッケージ ([パラ28](#))
 - エネルギーシステムの化石燃料からの移行
 - 2030年再エネ3倍省エネ2倍世界目標
 - 低炭素技術の推進：原発、炭素除去(CDRとCCUS)、低炭素水素
 - 非効率化石燃料補助金の廃止
 - エネルギー移行燃料(水素、バイオマス等)
 - 森林減少・森林劣化を2030年までに反転させる(パラ33)

COP29 ポスト2025資金目標(新規合同数値資金目標 [NCQG](#), 2024)

- 途上国G77全体で公的資金支援で先進国から年6千億ドル含む2030年迄に年1.3兆ドルを主張するも、米国主導で先進国は民間企業の動員主体の年3千億ドルを含む民間投資、気候基金、多国間開発銀行等を併せた全てのアクターによる2035年1.3兆ドル投資目標へと変え、途上国政府が期待した政府間支援額は不透明に終わる。途上国の一派では自身で国際ファンドレイズしなければならない' DIY' 合意との声がある。

パリ協定 6条国際炭素取引制度（6条2項・6条4項）

6条2項協力的アプローチは6条国際炭素取引制度全体の枠組みを定義し、6条4項国連クレジットメカニズムは2項下のアプローチの一つとして設置されている。制度運用詳細ルールはCOP26～COP29までの一連の決定文書で確定し、現在実施段階。詳細ルールは2028年～2030年でレビュー・見直しを予定

1. **6条2項報告制度**でのホスト国別報告能力の強化
2. **京都議定書クリーン開発メカニズム(CDM)**の閉鎖スケジュール確定(2026-2027)
 - a. 既存CDMプロジェクトの6条4項への移行期間を2026年6月まで6ヶ月延長
3. **6条4項監督委員会**のガバナンス・透明性
4. **自然を活用した気候対策 (NbS)**：ベースライン、追加性から非永続性及び反転に関する基準の見直しを求められたが、決定文書には盛り込まれず
5. **CDM信託基金の残資金**を6条に充填し、残額は適応基金へ移転する旨を決定

関連決定文書へのリンク：[6条2項](#)、[6条4項](#)、[CDM](#)、[6条2項野心対話](#)



市民団体炭素市場ウォッチ(CMW)[11/22報告](#)

適応世界目標 (Global Goal on Adaptation - GGA)

1. 59の**ベレン適応指標**を採択 (決定文書に附属)。各種の国別報告に任意で利用、またグローバルストックテイク(GST)への情報提供に用いられる。COP30の重要な成果と位置付け
 - a. 指標策定のUAEベレン作業計画を終了
 - b. 政策・技術的な指標運用作業を詰めるため、2年間の**ベレン・アディスビジョン**を設立 (エチオピアCOP32迄)
 - c. 専門家による100の指標案リストを議長国が59に絞るが、先進国・途上国双方よりそのプロセスが不透明と指摘され閉会式で紛糾した
2. **バクー適応ロードマップ (BAR)** の最初の期間2026～2028年の運用を決定、GGA実施の **UAEフレームワーク** (COP28決定)の下で適応関連の調整
3. パリ協定の気温目標と連携して妥当な適応レベルを評価する仕組み、また適応世界目標GGAのパリ協定締約会合と補助期間会合での常設議題化を再確認。
4. **2035年までに適応資金を3倍** にするゴール (ムチラオ決定参照)
5. 政府・環境省はこれらの指標を日本の国別報告で今後活用するか否かについて検討中と言われる

適応世界目標 (Global Goal on Adaptation - GGA)

ベレン適応指標

1. テーマ別指標

- a. **水** : 気候起因の水不足削減、気候影響を受けにくい水供給、安全な飲料水アクセス(パラ3)
- b. **食糧、農業** : 気候影響に強い農業・食糧流通供給、栄養(パラ4)
- c. **健康** : 気候影響に強い保健サービスと脆弱コミュニティの罹患率死亡率低下(パラ5)
- d. **生態系** : 生態系と生物多様性への気候影響の低減、生態系を活用した適応(EbA)と自然を活用した解決策(NbS)の実施(パラ6)
- e. **インフラ** : インフラ・居住地への気候変動影響の低減(パラ7)
- f. **貧困・生計手段** : 社会的セーフティネット整備、整形手段・貧困撲滅への悪影響の低減(パラ8)
- g. **文化的慣行や文化遺産** : 伝統的、地域的、先住民の知識、有形・無形文化要素を含む(パラ9)

2. 政策サイクル指標 (パラ10~13)

- a. **影響評価**
- b. **国家適応計画(NAP)**
- c. **実施** (先進国からの資金・技術・能力構築支援(MOI)指標を含む)
- d. **モニタリング・評価・学び**

気候変動による損失損害（ロス＆ダメージ）

ワルシャワ国際メカニズム(WIM)のレビュー

1. **損失損害の世界報告** を刊行することを決定 (WIMレビュー [パラ20](#))
 - a. 決定では刊行は定期的だが刊行年周期は未定、今後の決定に委ねる
2. 損失損害の3機関であるワルシャワ国際メカニズム、サンチアゴネットワーク、**損失損害基金(FrLD)** の間の役割分担とコードィネーションの改善
3. **国際司法裁判所 (ICJ)** の勧告的意見(Advisory Opinion)への言及は決定文書に盛り込まれず
4. 次回の**全体進捗評価(GST2026-2028)** で損失損害が緩和、適応と並ぶテーマ別柱になれるかどうかは考慮を推奨(encourage)とあり曖昧(GST決定 [パラ20](#))
5. ファンドレイズ戦略が承認されたが、損失被害基金(FrLD)の残額は大まかに5億ドル前後、一件の被災国支援すら賄えない額。また、技術的支援のサンチアゴネットワークは5千万ドル程度で、被害コミュニティへの直接支援含め極めて不十分

気候行動アジェンダ (COP30 Action Agenda)

2014年から続くCOP議長国による自主的参加の取り組み、COP決定の外で法的拘束力はないが、ベレンではより組織化されて開催され、ムチラオ決定文書に盛り込まれた議長国主導のグローバル実施加速イニシアチブやベレンミッション1.5と内容面で連動し、それら2つの来年度報告(COP31)に含まれる可能性がある。また閉会全体会で議長が化石燃料移行と森林減少の両ロードマップ策定を議長国イニシアチブとして策定する旨表明、アクションアジェンダのフォローと並行して、COP31で議論される可能性がある。企業による国際取り組みが中心、国連への多国籍企業パワーの更なる浸透とも見られる。幾つかの注目された取り組みから：

1. 化石燃料からの移行 の関連ロードマップ等自主イニシアチブ
2. バクーベレン1.3兆ドルロードマップ (資金)：
炭素市場、国際金融市场からの途上国が自前で実施資金調達、また国際金融機関、多国間開発銀行のガバナンス改革等UNFCCC枠組みを超えた勧告を含む。気候行動アジェンダで今後のフォローアップ
3. 熱帯林永続ファシリティ (TFFF)：
ブラジル議長国の謳う「自然のCOP」の目玉でCOP30前気候サミットで正式に立ち上げ。COP決定には含まれず。一種の基金で国際金融市场での運用益を熱帯林保護国に配分。1,250億ドル初期目標に対し拠出表明は最終的に67億ドルに留まる（日本は支持だが拠出表明なし）。気候正義の市民社会は、森林破壊の根本原因に取り組んでおらず、破壊に貢献してきた投資家を取り込むものとして懐疑・反対を表明
4. ベレン4x：日本ブラジル2国間協力から発展した、2035年までに持続可能燃料の生産利用を4倍に引き上げる多国間取り組み。バイオ燃料エサノールを想定するが、木質バイオマス推奨も含む
5. グローバルな炭素取引市場 拡大の取り組み：炭素市場間の協調化、Coalition to Grow Carbon Markets等

アクションアジェンダ最終報告書

ありがとうございました

FoE Japan
小野寺ゆうり

foejapan.org



パリ協定の5年サイクルと世界全体の目標強化

パリ協定の5年のサイクル

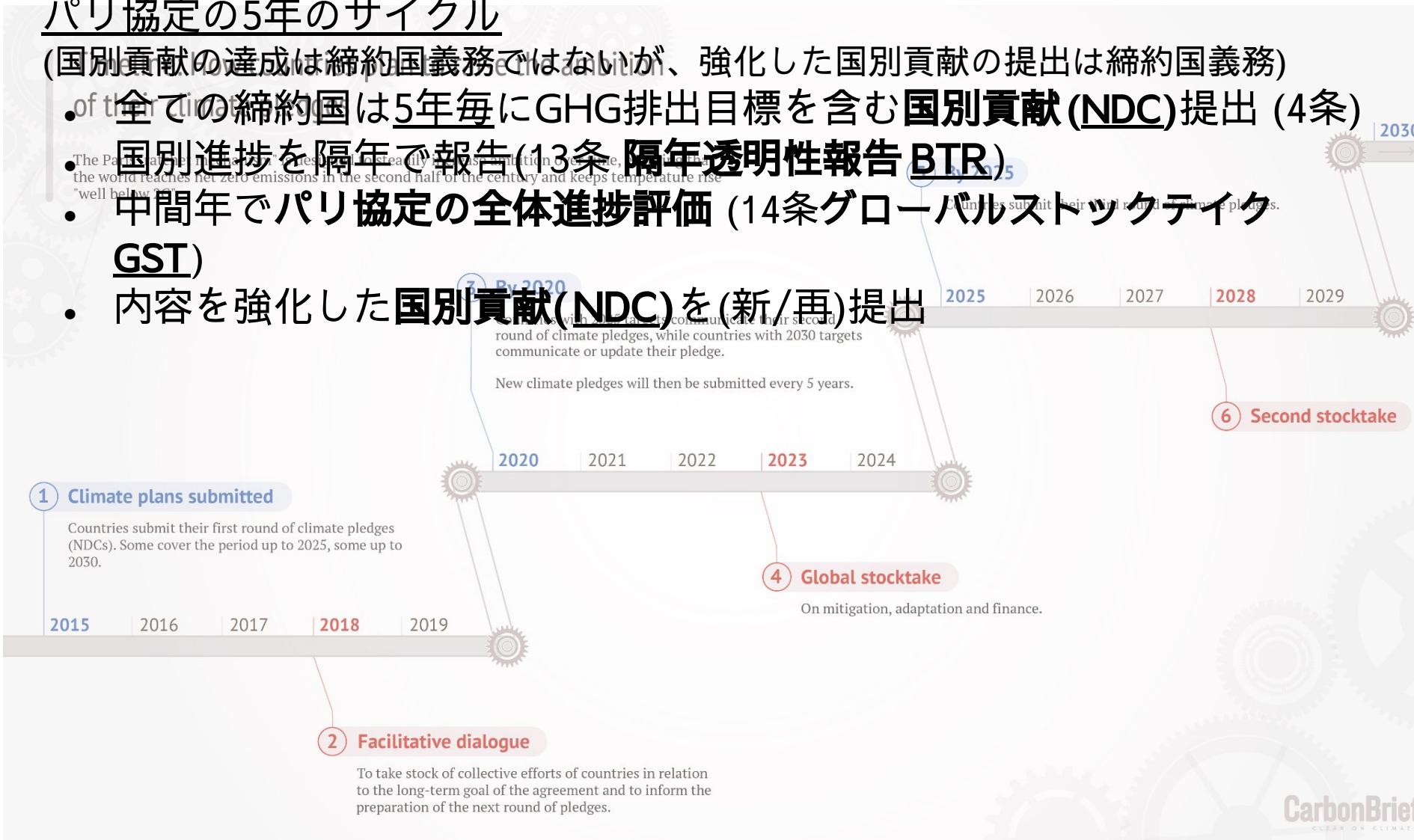
(国別貢献の達成は締約国義務ではないが、強化した国別貢献の提出は締約国義務)

- 全ての締約国は5年毎にGHG排出目標を含む国別貢献(NDC)提出 (4条)

- 国別進捗を隔年で報告(13条 隔年透明性報告BTR)

- 中間年でパリ協定の全体進捗評価 (14条グローバルストックテイクGST)

- 内容を強化した国別貢献(NDC)を(新/再)提出



<https://www.carbonbrief.org/timeline-the-paris-agreements-ratchet-mechanism/>

各国の次期国別貢献NDCと世界の2035年までの緩和野心

- COP30で、1.5°C気温目標経路からの乖離・排出ギャップを追加の国際対策でどこまで埋められるかが問われた
- 6月末時点で2035年GHG目標のNDCを提出したのは、ブラジル、UAE、日本、中国、EUなど締約国数の約6割 **122カ国** ([NDC登録簿](#)) ※バイデン政権時の米国NDCを含む
- 昨年末提出期限の2030年までのNDCの国別進捗の隔年透明性報告書BTRについてもCOP30で集計・分析

